**優先資本金の額****の減少に係る事項の公告**

**【優先資本金の額の減少に係る事項の公告】**

**660**

当社は、令和〇年〇月○○日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

　　優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

　　優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

　　当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

　　優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金〇万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

　　全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

　　減資可能額を〇万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

　　優先出資一口につき金〇万円での買入消却とする。

　当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

　　買入総口数に対し、〇万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

　　全ての優先出資とする。

　令和○年○○月○○日

東京都○○○区○○○町○丁目○番○号

○○○○○○特定目的会社

取締役　○○　○○

赤字の部分は実際の内容を記載してください。

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

関連条文　資産の流動化に関する法律

第一一〇条第二項